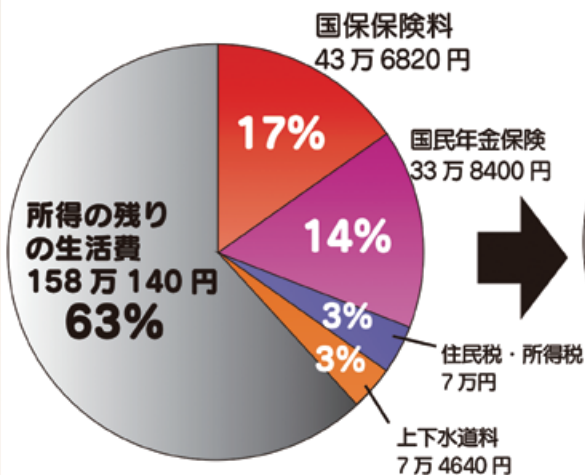


10年前と比べて国保・税金の負担がさらに重く！

世帯収入約 380 万円 夫婦と子供 2 人 所得 250 万円

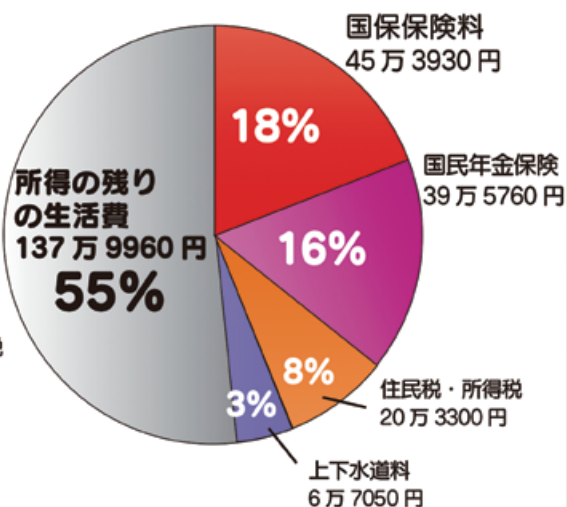
2007 年度



2007 年総所得 250 万円 4 人世帯モデル試算

2017 年 9 月

2017 年度



2017 年総所得 250 万円 4 人世帯モデル試算

甲府市で試算

消費税増税は自治体の社会保障・教育を後退させる！

甲府市の財政では 10%増税で 13 億円も減額に！

2017 年度決算算出消費税影響額

事業名等	消費税額 8%	消費税額 10%
病院事業会計	2 億 6910 万円	3 億 4320 万円
公立保育所費	470 万円	580 万円
学 校	1 億 3140 万円	1 億 6420 万円
保 健 衛 生 費	5860 万円	7320 万円
施設維持管理費	9500 万円	1 億 1870 万円
建 設 改 良 費	4 億 5610 万円	5 億 7010 万円
合計	10 億 1470 万円	12 億 7520 万円

* 消費税 8% は実質額であり、10% は想定額。甲府市財政課資料より

- 安倍政権の「子育て支援」などは実効性がないばかりか、事実は逆です。消費税増税も同じです。「消費税増税は教育・福祉・子育て支援の財源」とされていますが、これも事実は逆です。
- 自治体財政では、たとえ地方消費税が収入として増やされても、普通の自治体は同額の地方交付税が減額されプラスマイナスはゼロとなります。

10年間で生活不安が強まった！さらに消費税増税で社会保障も後退に！

- 上記の 2 つの円グラフは、私が議会質問で使用したパネルです。世帯年収 380 万円の 4 人家族の家計で 2017 年度と 10 年前を甲府市で試算し比較したものです。
- 10 年前と比べて家計が極めて圧迫され苦しくなっていることがよくわかります。

- ・ 減額になったのは上下水道料金だけです。
- ・ 国保料は 1 万 7110 円の負担増
- ・ 国民年金料は 5 万 7360 円の負担増
- ・ 特にひどいのは住民税・所得税で、13 万 3300 円の負担増です。これは子育て家庭のための増減である年少者扶養控除を廃止したからです。

- しかも、自治体は消費者として国に消費税を取られるのです。特に病院・学校・保育所・保健衛生などは消費税増税で実質的な予算額が減額となるのです。甲府市の場合では消費税が 8% から 10% の増税で、年間 13 億円も実質減額となるのです。

●どこの自治体も保険料・使用料・税を滞納するとその家庭にいくつものペナルティを与え、「市民としての公平な権利・サービスを与えない」という「ペナルティ制度」が強められています。つまり「払いたくても払えない」実情のある家庭に、追い打ちをかけ、さらに生活困窮家庭にして沈めてしまうことになります。

●例えば、国保保険料滞納の場合では、保険証も使えなくなり受診抑制が強いられてしまいます。

ペナルティ制度は問題です

総合健康診断（人間ドック）・健康診断簡易脳ドックが受診できない	納期限の到来している国民健康保険料の完納が受診条件
高額療養費限度額適用認定証が発行されない	2年間で国民健康保険料の滞納が7期以下が発行条件
被保険者資格証が交付されない	滞納により「被保険者資格証明書」を交付、医療機関で診療を受けた場合には、医療費全額をいったん医療機関の窓口で支払うことになる

負担金の減免制度があります

国民健康保険料の減免

次の項目に該当される方は減免を受けられます。

- ・貧困のため市民税を免除されている方。
- ・災害等で資産に損害を受け納付が著しく困難。
- ・主たる所得者が疾病等で休廃業し、当該年中の所得が基準に該当。
- ・主たる所得者が倒産等により失業し、当該年中の所得が基準に該当。ただし、特定受給資格者・特定理由離職者として雇用保険受給資格者証を受けている者は国の制度による軽減が適用されるため、本市制度の適用から除外。
- ・前年度において債務返済のため居住用資産を譲渡し納付が著しく困難。
- ・少年院、刑事施設等への収容によるもの。
- ・その他、市長が特に必要と認めた場合。

一部負担金の減免・徴収猶予

次の項目に該当される方で、一時的に入院等による医療費の支払いが困難になった場合に、申請により認められると、病院の窓口で自己負担額の減額又は免除、もしくは徴収猶予を受けられます。

●対象となる場合

1. 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、その世帯の被保険者が死亡し、身体障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。
2. 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作その他これらに類する理由により収入が減少したとき。
3. 事業又は業務の休止、廃止、失業等により著しく収入が減少したとき。
4. 上記項目に掲げる事由に類する事由があったと認めたとき。

ペナルティは問題です！ 負担の引き下げを！

●しかし、その一方で、「貧困・天災や火災など災害・病気・事業の休廃業・倒産・失業」などの事情で「払いたくても払えない」実情がある場合には、憲法から規定された納税者の権利・生存権などから「減額免除制度」があるのです。

●例えば、国保でも「保険料の減額免除制度」や「患者負担の一部免除や猶予の制度」も法的にあるのです。

●私は、「ペナルティ制度」の実行を抑え、「減額免除制度」の創設や適用を求めてきました。また保険料や上下水道料金の引き下げなども要求してきました。自治体議員と自治体の基本は「住民福祉の増進」〔地方自治法〕です。国の悪政と生活不安に抗して住民の皆さんと共にやれることはいっぱいあるのです。



山田厚

2019政策提言

NO！生活不安に消費税増税に

生活不安は確かに強まっています
だから、この街から出来ることを

甲府市北口 3-7-13

TEL(055)253-6790 FAX(055)254-4403
yamada@peace.email.ne.jp

政策はホームページの検索で
「山田 厚」と検索してください

山田 厚

検索

